

令和6年第22回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年1月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年1月27日(月) 午後1時30分から午後2時06分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

1 番	中 川 誓 子 君	農地部会長	3 番	梅 津 幸 一 君
4 番	佃 徹 君		5 番	佐 藤 章 平 君
6 番	木 村 勝 彦 君		7 番	中 村 寿 恵 子 君
8 番	鳥 井 隆 君		9 番	小 泉 豊 和 君
10 番	武 田 透 君		11 番	田 村 秀 司 君
12 番	川 原 英 和 君		14 番	鎌 仲 照 幸 君
15 番	高 崎 利 彦 君	振興副部会長	16 番	山 岸 洋 文 君
17 番	酒 井 祐 二 君	振興部会長	18 番	小 林 寿 美 君
19 番	日 並 洋 志 君	会 長	20 番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以 頭 隆 志 君	主査	山 内 慶 治 君
主事	加 賀 屋 敦 君	主事補	石 澤 美 咲 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議 事 日 程

令和 7 年第 2 2 回 美幌町農業委員会総会
令和 7 年 1 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 4 5 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の 要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第 8 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第 8 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 8	議案第 8 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第 8 6 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年第22回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名を致します。議事録署名委員は議席番号9番 小泉委員、同じく議席番号10番 武田委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、同じく議席番号13番 安藤委員、本日、欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第45号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの1法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第４５号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第６、議案第８３号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号３２号。
事 務 局	内容番号３２号についてご説明致します。本件は農地法第３条で賃貸していた農地について他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和５年１２月２５日から令和７年１２月２４日までの２年間、合意解約年月日は令和６年１０月３０日、土地引渡日は令和６年１０月３０日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号３２号は適当と認めます。 内容番号３３号。
事 務 局	内容番号３３号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案６ページをご覧ください。契約期間は令和３年９月２８日から令和８年９月３０日までの５年間、合意解約年月日は令和７年１月６日、土地引渡日は令和７年１月６日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号３３号は適当と認めます。 内容番号３４号。
事 務 局	内容番号３４号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和６年１１月２６日から令和１１年１１月３０日までの５年間、合意解約年月日は令和７年１月６日、土地引渡日は令和７年１月６日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）

議 長	ご異議なしと認め、内容番号３４号は適当と認めます。 内容番号３５号。
事 務 局	内容番号３５号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計３筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和３年１２月２２日から令和１３年１２月３１日までの１０年間、合意解約年月日は令和７年１月６日、土地引渡日は令和７年１月６日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号３５号は適当と認めます。 議案第８３号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第７、議案第８４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。 内容番号１４３号。
事 務 局	今月の案件は全４件で内容につきましては農業公社の買入が２件、農業公社からの一時貸付が１件、再貸付が１件となっております。 それでは内容番号１４３号についてご説明致します。参考資料は２ページをご覧ください。本件は先の議案第８３号 内容番号３３号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇他計８筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案９ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和７年１月２８日、代金の支払期限は令和７年３月１４日、利用調整日は令和７年１月６日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
６ 番	内容番号１４３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付をしていた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１４３号は適当と認めます。 内容番号１４４号。
事 務 局	内容番号１４４号についてご説明致します。参考資料は３ページをご覧ください。本件は先の議案第８３号 内容番号３４号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇他計４筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和７年１月２８日、代金の支払期限は令和７年３月１４日、利用調整日は令和７年１月６日でございます。

す。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号144号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号144号は適当と認めます。
内容番号145号。

事 務 局 内容番号145号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計7筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和7年1月28日から令和11年1月25日までの5年間、利用調整日は令和7年1月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号145号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で乳用牛を肥育されるほか、デントコーン、大豆、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号145号は適当と認めます。
内容番号146号。

事 務 局 内容番号146号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は先の議案第83号 内容番号35号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計3筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和7年1月28日から令和13年12月31日までの7年間、利用調整日は令和7年1月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号146号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月16日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

事 務 局	ご異議なしと認め、内容番号 1 4 6 号は適当と認めます。 議案第 8 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 8、議案第 8 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号 4 5 号。
事 務 局	今月の案件は全 9 件で内容につきましては賃貸借が 4 件、経営移譲に伴う使用貸借が 2 件、売買が 2 件、贈与が 1 件となっております。それでは内容番号 4 5 号についてご説明致します。参考資料は 7 ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計 3 筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から 1 0 年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料 8 ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
4 番	内容番号 4 5 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族 3 人で肉用牛を肥育されてるほか、畑作 3 品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 1 月 1 4 日、鳥井委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 4 5 号は適当と認めます。 内容番号 4 6 号。なお、内容番号 4 6 号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、議事参与の制限により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 （ 〇〇委員 退席 ）
事 務 局	内容番号 4 6 号についてご説明致します。参考資料は 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計 6 0 筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案 1 4 ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から 1 0 年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料 1 3 ページの調査表にある通り、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
4 番	内容番号 4 6 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族 4 人で畑作 3 品、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 1 月 1 4 日、鳥井委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号４６号は適当と認めます。 (〇〇委員 入席)
議 長	内容番号４７号から４８号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	内容番号４７号から４８号につきまして一括ご説明致します。参考資料は１４ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件及び、契約面積の変更に伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から２年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号４７号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇他計１６筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案１５ページをご覧ください。内容番号４８号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。参考資料１５ページ・１６ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
８ 番	内容番号４７号と４８号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんと〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族４人で小麦、玉葱、人参を作付けし、〇〇さんは家族２人で肉用牛を肥育されるほか、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１月１０日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号４７号から４８号は適当と認めます。 内容番号４９号。
事 務 局	内容番号４９号についてご説明致します。参考資料は１７ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計５筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から１０年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料１８ページの調査表にある通り、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
８ 番	内容番号４９号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが娘の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族２人で肉用牛を肥育されるほか、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１月１０日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。
内容番号50号。

事 務 局

内容番号50号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料20ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号50号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇が所有する農地について借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんはアスパラガスを作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月10日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。
内容番号51号。

事 務 局

内容番号51号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料22ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号51号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族4人で肉用牛を肥育されるほか、小麦、豆類、甜菜、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月10日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。
内容番号52号。

事 務 局

内容番号52号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料

	24ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
17 番	内容番号52号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離れ地を処分するため、隣接で耕作している長尾さんに売買するものでございます。〇〇さんは家族4人で畑作三品と小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月20日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。 内容番号53号。
事 務 局	内容番号53号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料26ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
12 番	内容番号53号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇さんに生前贈与するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と菜豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月20日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号53号は適当と認めます。 議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第86号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号15号。
議 長	内容番号15号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。本件はカラマツ植林のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内の農用地区域外、第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は〇〇㎡の土地に3, 480本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和7年11月30日までを予定しております。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

事 務 局	内容番号１５号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この申請地は山林に囲まれた不整形な地形で生産性の低い土地のため、現地の状況からみて、やむを得ないものであると１２月２０日、坂本委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
９ 番	ご異議なしと認め、内容番号１５号は適当と認めます。 議案第８６号「農地法第４条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第２２回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦勞様でした。 閉会 午後２時０６分

令和7年1月27日開催の第22回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員